



2017年9月より長きに渡り所長として診療所を支えてくださった西野正人先生が退任し、後任として宇佐神雅樹先生が所長を務めることになりました。今後とも職員一同、地域医療を支える診療所として頑張っております。どうぞよろしくお願いいたします。

## 所長交代のご挨拶



このたびコープ西大寺診療所に所長として赴任することになりました宇佐神雅樹と申します。岡山大学卒業後25年間、岡山協立病院で内科医として勤務してまいりました。

組合員活動が盛んな西大寺で働くことができ、光栄です。また、身の引き締まる思いです。皆様が安心して医療を受けられる環境を整えて、患者様お一人おひとりの価値観に寄り添った医療サポートを行っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

宇佐神 雅樹

## 内視鏡検査一時中止のお知らせ

誠に勝手ながら所長の交代に伴い内視鏡検査を一時中止させていただきます。10月より再開を予定しておりますが、具体的な日程が決まり次第、改めてご案内させていただきます。中止期間中に内視鏡検査が必要な患者様につきましては、センター病院である岡山協立病院に紹介させていただきます。皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



## ●診療体制の変更のお知らせ●

所長交代に伴い、令和6年9月2日（月）より診療体制が下記のように変更いたします。

	月	火	水	木	金	土
午前診	吉崎	宇佐神 吉崎	宇佐神 吉崎	宇佐神 浪尾 (予約のみ)	宇佐神 吉崎	宇佐神 (第1・3) 光野 (第2・4) ※第5は休診
午後診				浪尾 (予約のみ)		
夜間診			宇佐神			

【受付時間】 午前診：8時30分～11時30分（予約外）  
午後診：予約制  
夜間診：16時30分～18時30分（予約外）  
※禁煙外来 月～金 診療時間内で行っています（予約制）

【診療開始時間】 午前診：9時  
午後診：13時30分  
夜間診：17時

<9月土曜日の診療予定> 宇佐神先生：9月7・21日 光野先生：9月14・28日

# 健診を受けましょう！



岡山市 HP より引用

自覚症状が現れにくい病気は少なくありません。

定期的に健診を受けることが、生活習慣病予防や病気の早期発見、早期治療につながります。

自己判断で受診を控え、定期的に健診を受けましょう。

## コロナ禍でも健診や持病の治療、予防接種などの健康管理は大切です

発熱、咳や腹痛などの症状は新型コロナウイルス感染症に限りません。それ以外の病気の可能性もあるため、必要な受診を控えると最適な治療が受けられなくなる可能性があります。

自覚症状が現れにくい病気は少なくありません。2人に1人はかかると言われているがんも、早期がんでは無症状であることがほとんどです。

定期的に健診やがん検診を受けることが生活習慣病の予防や、がんの早期発見・早期治療につながります。まずは自分の体をきちんと知ることが健康維持の第一歩です。

定期的に飲んでいる薬を切らすと、持病が悪化してしまう恐れがあります。持病がある方は定期的な受診を。リハビリも可能な範囲で継続することが大切です。

また、健康な生活のためには、お口の健康管理も重要です。定期的な管理が中断してしまうと、むし歯や歯周病が悪化したり、高齢者では、お口のケアが十分にできていないことで、誤嚥性肺炎のリスクが高くなってしまいます。

厚生労働省 HP より引用

### 健診シリーズ⑥



#### ★肺がん健診

肺がんはがんの中でも死亡率の高い病気です。

胸部X線検査は、肺がんだけでなく、肺炎・気管支炎などの肺の炎症や、心臓病・胸部大動脈瘤など、胸部に起こるさまざまな異常を見つけるきっかけにもなります。

- ・対象者は40歳以上の方
- ・健診料金は70歳未満500円、70歳以上310円

#### ★胃がん健診

内視鏡による胃カメラ検査とバリウムによる胃レントゲン検査があります。どちらも食道から胃・十二指腸までを観察・撮影する検査です。

胃がんのほか、胃潰瘍・胃炎・ポリープなどを見つけることができます。

胃がんは進行しても症状のないことも多いため、定期的な検査をおすすめします。

- ・対象者は原則、50歳以上の偶数年齢の方
- ・健診料金は胃レントゲン検査 70歳未満3,370円  
70歳以上1,130円  
胃カメラ検査 70歳未満4,810円  
70歳以上1,540円

今年も精度の高い健診を心がけますので

「コープ西大寺診療所」で「肺がん・胃がん健診（胃レントゲン）」を受けてください。

### ～虹いろだより～

2024年10月から、後発品（ジェネリック医薬品）が存在する場合において、患者が先発品を選択すると特別の料金を自己負担する制度が導入されます。

以下、厚生労働省からのお知らせです。

「患者のみなさまへ

令和6年10月から後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

特別の料金とは、先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金のことを言います。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別に特別の料金としてお支払いいただきます。

特別の料金は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

ただし、先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。」

つまり、先生が添加物へのアレルギー等、先発医薬品の医療上の必要性を認めない場合を除いて、後発品があるにも関わらず、先発品を希望されると、薬局での支払いが高くなるので、後発品の利用をご検討くださいとのことです。ご不明な点がありましたら、薬局でご相談ください。